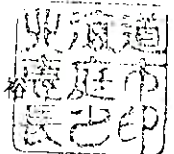


地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定により令和6年度において恵庭市が締結する建設工事、建築物設計、土木施設物設計、地質調査、技術資料作成、測量に係る契約及びこれに準ずる契約（以下「工事・設計等」という。）並びに製造、物品（建設資材を含む。）の購入、清掃、賃貸、その他契約（以下「物品・役務」という。）に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者（法律の規定に基づき設立された営利を目的としない法人又は組合若しくはその連合会を除く。）に必要な資格、資格審査の申請の時期、方法について、次のとおり定める。

なお、既に工事・設計等及び物品・役務に係る競争入札に参加する者に必要な資格を有する者は、この告示により新たに申請することを要しない。

令和5年12月1日

恵庭市長 原田



第1 資格

1 基本的資格要件

恵庭市が発注する契約に係る一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加できる者（以下「競争入札参加資格者」という。）は、政令第167条の4第1項（政令第167条の11第1項において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する者及び政令第167条の4第2項（政令第167条の11第1項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。また、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第3条又は第4条の規定に基づき都道府県公安委員会が指定した暴力団等の構成員を役員、代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用している者でないこと。

2 契約の種類による資格要件

(1) 工事の請負契約

建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に掲げるもの。以下「工事」という。）の請負契約についての競争入札参加資格者は、次に掲げる要件を満たしている者でなければならない。

ア 令和5年12月1日現在において、建設業法第3条第1項の許可を受けており、かつ、当該許可を受けて2年以上当該建設業を営んでいること。

イ 資格審査の申請をする日（その日が令和6年4月1日前である場合は、令和6年4月1日）の1年7か月前の日の直後の営業年度の終了の日（以下「基準日」という。）以降にアに規定する建設業に係る建設業法第27条の2第3第1項に規定する経営事項審査（以下「経営事項審査」という。）を受けていること。

なお、総合評定値（P点）を請求し、その通知を受けていること。

申請時に一度決定した総合評定値については、原則1年間固定（合併等により再審査を行った場合を除く。）とし、資格の有効期間内に新たに新基準の経営事項審査結果を取得した場合においても、総合評定数値の見直しは行わない。

ウ 基準日以降に受けた経営事項審査の申請をした日の直前の営業年度の終了の日の直前2年度の各営業年度のいずれかの決算において、アに規定する建設業に係る完成工事高を有していること。

エ 次に掲げる保険のすべてにおいて、届出の義務を履行していること。（ただし届出の義務のない者は除く。）

- ① 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務
- ② 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務
- ③ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務

(2) 建築物の設計に係る契約

建築物の設計に係る契約についての競争入札参加資格者は、次に掲げる要件を満たしている者でなければならない。

ア 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定による一級建築士事務所又は二級建築士事務所の登録を受けていること。ただし、建築設備のみの設計を業とする者については、この限りではない。

イ 令和5年12月1日現在において引き続き1年以上その事業を営んでいること。

ウ 直前1年度の営業年度の決算においてその事業に係る売上高を有していること。

エ 個人にあっては、従業員の数が3人以上であること。

(3) 土木施設物の設計、地質調査又は技術資料作成に係る契約

土木施設物の設計、地質調査又は技術資料作成に係る契約についての競争入札参加資格者は、次に掲げる要件を満たしている者でなければならない。

- ア 地質調査業者にあつては地質調査業者登録規程（昭和52年4月15日号外建設省告示第718号）第2条の規程による登録業者であること。
- イ 令和5年12月1日現在において引き続き1年以上その事業を営んでいること。
- ウ 直前1年度の営業年度の決算においてその事業に係る売上高を有していること。
- エ 個人にあつては、従業員の数が3人以上であること。

(4) 測量に係る契約

測量に係る契約についての競争入札参加資格者は、次に掲げる要件を満たしている者でなければならない。

- ア 測量法（昭和24年法律第188号）第55条の規定による測量業者の登録を受けていること。
- イ 令和5年12月1日現在において引き続き1年以上その事業を営んでいること。
- ウ 直前1年度の営業年度の決算においてその事業に係る売上高を有していること。
- エ 個人にあつては、従業員の数が3人以上であること。

(5) 建設コンサルタントに係る契約

建設コンサルタントに係る契約についての競争入札参加資格者は、次に掲げる要件を満たしている者でなければならない。

- ア 建設コンサルタント登録規程（昭和39年建設省告示第1131号）の規定による建設コンサルタント業者の登録を受けていること。
- イ 令和5年12月1日現在において引き続き1年以上その事業を営んでいること。
- ウ 直前1年度の営業年度の決算においてその事業に係る売上高を有していること。
- エ 個人にあつては、従業員の数が3人以上であること。

(6) 補償コンサルタントに係る契約

補償コンサルタントに係る契約についての競争入札参加資格者は、次に掲げる要件を満たしている者でなければならない。

- ア 補償コンサルタント登録規程（昭和59年建設省告示第1341号）の規定による補償コンサルタント業者の登録を受けていること。
- イ 令和5年12月1日現在において引き続き1年以上その事業を営んでいること。
- ウ 直前1年度の営業年度の決算においてその事業に係る売上高を有していること。
- エ 個人にあつては、従業員の数が3人以上であること。

(7) 地質調査に係る契約

地質調査に係る契約についての競争入札参加資格者は、次に掲げる要件を満たしている者でなければならない。

- ア 地質調査登録規程（昭和52年建設省告示第718号）の規定による地質調査業者の登録を受けていること。
- イ 令和5年12月1日現在において引き続き1年以上その事業を営んでいること。
- ウ 直前1年度の営業年度の決算においてその事業に係る売上高を有していること。
- エ 個人にあつては、従業員の数が3人以上であること。

(8) 製造又は物品（建設資材を含む）の購入に係る契約

製造又は物品の購入に係る契約についての競争入札参加資格者は、次に掲げる要件を満たしている者でなければならない。

- ア 令和5年12月1日現在において引き続き1年以上その事業を営んでいること。
- イ 直前2年度の各営業年度のいずれかの決算においてその事業に係る売上高を有していること。
- ウ 個人にあつては、従業員の数が2人以上であること。

(9) 道路清掃、管清掃、その他清掃に係る契約

道路清掃、管清掃、その他清掃に係る契約についての競争入札参加資格者は、次に掲げる要件を満たしている者でなければならない。

- ア 令和5年12月1日現在において引き続き1年以上その事業を営んでいること。
- イ 直前2年度の各営業年度のいずれかの決算においてその事業に係る売上高を有していること。
- ウ 個人にあつては、従業員の数が3人以上であること。

(10) 業務、賃貸、その他の契約

業務、賃貸、その他の契約に係る契約についての競争入札参加資格者は、次に掲げる要件を満たしている者でなければならない。

- ア 令和5年12月1日現在において引き続き1年以上その事業を営んでいること。

イ 直前2年度の各営業年度のいずれかの決算においてその事業に係る売上高を有していること。

ウ 個人にあっては、従業員の数が2人以上であること。

(1) 情報システムの開発の契約

情報システムの開発の契約に係る契約についての競争入札参加資格者は、次に掲げる要件を満たしている者でなければならない。

ア 令和5年12月1日現在において引き続き1年以上その事業を営んでいること。

イ 直前2年度の各営業年度のいずれかの決算においてその事業に係る売上高を有していること。

ウ 2年以上の経験を有するシステムエンジニア又はプログラマーを有していること。

3 資格要件の特例

中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する中小企業等協同組合（以下「中小企業等協同組合」という。）及び中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項第7号に掲げる協業組合（以下「協業組合」という。）については、当該中小企業等協同組合又は協業組合が次のいずれかに該当するときは、2に規定する資格の種類ごとの要件のうち営業年数に係る資格要件は、適用しない。

(1) 経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するとき。

(2) 中小企業等協同組合法第3条第4号に掲げる企業組合（以下「企業組合」という。）及び協業組合にあっては、設立の際に資格を有する者であるものが構成員の過半数を占めているとき。

4 資格の有効期間

(1) 工事・設計等：令和6年4月1日から令和7年3月31日までとする。

(2) 物品・役務：令和6年4月1日から令和9年3月31日までとする。

第2 資格の喪失

競争入札参加資格者が次のいずれかに該当したときは、当該競争入札参加資格者の資格は失う。

1 政令第167条の4第1項に規定する者になったとき。

2 政令第167条の4第2項の規定により資格有効期間を超えて競争入札への参加を排除される者となったとき。

3 営業に関し法令の規定による許可、免許、登録等を要する場合において、当該許可、免許、登録等を取り消されたとき。

4 その他第1の2に定める資格要件を欠くに至ったとき。

第3 資格審査の申請の時期及び方法等

1 申請時期

(1) 令和5年12月15日から令和6年2月2日まで（当日消印有効）とする。

(2) 特定共同企業体にあっては、当該共同企業体が結成されたときとする。

なお、経常共同企業体の登録は、認めない。

(3) 経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を受けた中小企業等協同組合又は協業組合は、(1)に定める時期及び当該証明を受けた時とする。

(4) 設立の際の構成員の過半数が資格を有する者である企業組合又は協業組合は、(1)に定める時期及び当該企業組合又は協業組合が設立された時とする。

(5) 特に市長が必要と認めた者については、市長の指定する日とする。

2 申請の方法・問い合わせ先

資格審査の申請は、恵庭市独自様式（総務部財務室管財・契約課で配布又は市ホームページに掲載する様式を参照）に必要書類を添付のうえ、管財・契約課に郵送により提出をしなければならない。（市内に本店、支店又は営業所等を有する場合は市役所への持参による提出を認める。）

* 申請先・問い合わせ先：〒061-1498 恵庭市京町1番地

恵庭市役所 総務部 財務室 管財・契約課

TEL：0123-33-3131 内線2251、2252 FAX：0123-33-3137

3 資格審査の再申請

(1) 次のいずれかに該当する者で引き続き資格を得ようとする者は、今回の申請時期に拘らず資格審査の再申請を行うことができる。

- ア 資格を有する者の当該資格に係る営業を相続、合併、譲渡又は会社の分割により承継した者
 - イ アに該当する構成員を有する資格者である共同企業体
 - ウ 中小企業等協同組合（企業組合を除く。）である資格を有する者でその構成員（資格を有する者であるものに限る）を変更した者
 - エ 企業組合又は協業組合である資格を有する者でその構成員を変更した者
 - オ 民事再生法に基づく民事再生手続開始の決定を受けた者及び会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者。
- (2) 再申請をしようとする者は、総務部財務室管財・契約課の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

第4 税関係

- (1) 次の税目について、納付状況を確認する。なお、令和5年度以前分に未納がある場合は申請を受理できない場合がある。
- ア 市税（恵庭市に納めるべき法人市民税、個人市民税、固定資産税／都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税がある場合：法人にあってはその代表者個人分も含む。）
 - イ 国税
消費税および地方消費税
- (2) 証明書等の種類
- ア 市税 「市税の閲覧に関する同意書」
 - イ 国税 税務署が発行する納税証明書、個人は「その3の2」、法人は「その3の3」とする。